

平成 29 年 8 月 9 日

株主各位

## 転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

東京都港区六本木七丁目 4 番 4 号  
クラウドバンク株式会社  
代表取締役 金田 創

平成 29 年 8 月 2 日開催の当社取締役会において、クラウドバンク株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

### 記

1. 社債の名称

クラウドバンク株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 207,302,400 円

3. 各社債の金額

金 103,651,200 円の 1 種

4. 社債券の形式

無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。

5. 利率

年率 1.0%

6. 各社債の払込金額（発行価格）

各本社債の金額 100 円につき金 100 円とし、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

7. 償還価額

各本社債の額面 100 円につき金 100 円

8. 償還期限

平成 34 年 8 月 23 日（火）

9. 申込期間

平成 29 年 8 月 24 日（木）

10. 払込期日

平成 29 年 8 月 24 日（木）とし、同日を本新株予約権の割当日とする。

#### 11. 募集又は割当方法（割当先）

第三者割当ての方法により、全額を Aaron Asset Management 株式会社に割り当てる。

#### 12. 担保

本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 13. 財務上の特約（担保提供制限）

該当事項はありません。

#### 14. 利息支払の方法及び期限

- (1) 発行会社は、本社債の元本金額に対する利息を利率に応じて支払う。利息は、発行日（同日を含む。）から償還期限（同日を含む。）までの期間の実日数につき1年を365日とする日割計算により計算する。利息は償還期限又は下記「15. 償還の方法及び期限」記載に基づく本社債の繰上償還日に支払われる（かかる各支払日を「利払日」という。）。
- (2) 利払日が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本新株予約権が行使された本社債について、当該本新株予約権の行使日（同日を含む。）までに発生した経過利息は、その直後に到来する利払日に支払う。

#### 15. 償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元本は、平成34年8月23日にその総額を償還する。
- (2) 当社は、その選択によりいつでも、2週間前までに本新株予約権付社債権者に事前の通知をした上で、残存する本社債の全部又は一部を各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。
- (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

#### 16. 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は、額面103,651,200円当たり1個とし、合計2個の本新株予約権を発行する。

#### 17. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

#### 18. 新株予約権の目的である株式の種類

クラウドバンク株式会社 普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

#### 19. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「23. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」第2号において定義する。ただし、下記「26. 転換価額の調整」によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、下記「23. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」第3号に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方

法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

## 20. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成29年8月24日から平成34年8月23日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、下記「21. 新株予約権の行使の条件」記載の条件が適用される。

## 21. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (3) 本新株予約権付社債の払込期日までに本社債の払込を行わなかった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (4) 本新株予約権で行使できる新株予約権の個数は、本新株予約権者が当社に通知した行使請求に対して当社取締役会が承認した新株予約権の個数までしか行使できないものとする。
- (5) 当社は、当社の裁量により、本新株予約権者に10営業日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。
- (6) 当社は、本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、平成29年8月29日から平成34年8月23日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができるものとする。停止指定を行う場合には、当社は、平成29年8月24日から平成34年8月18日までの間において停止指定期間を決定する。当該停止指定は、当該決定をした時に効力を生ずるものとする。ただし、本項第5号の行使指示を受けて本新株予約権者が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできないものとする。なお、当社は、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を本新株予約権者に通知するものとする。
- (7) 当社は、本項第6号で行った停止指定を当社の決定によりいつでも取消することができるものとする。なお、停止指定を取消した場合にはその旨を本新株予約権者に通知するものとする。

## 22. 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件

本新株予約権付社債の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権付社債（本社債が償還された後にあつては、本新株予約権をいう。以下同じ。）を取得する旨及び本新株予約権付社債を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権付社債の新株予約権付社債者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権付社債1個につき本社債1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を取得することができるものとする。ただし、本新株予約権付社債の本社債が償還された場合には、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。

## 23. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

### (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際しては、本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。ただし、当該本社債が償還された場合においては、本新株予約権の行使に際して出資する財産を金銭とすることができるものとし、その価額は転換価額（本項第2号において定義する。ただし、下記「26. 転換価額の調整」によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）と同額とする。

### (2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は金2,879,200円とする。

## 24. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金207,302,400

## 25. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

### (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「23. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。

### (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 26. 転換価額の調整

### (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第2号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。この場合、端数が生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、本項において「時価」は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前転換価額を時価とし、上場後においては、調整後転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。また、本項において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{の払込価} \\ & & & & \text{額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & \times & \text{普通株} \\ & & & & \text{式数} \\ & & & + & \frac{\text{交付株式数}}{\text{時価}} \\ & & & & \hline & & & & \text{既発行株式数+交付株式数} \end{array}$$

(2) 転換価額調整式により調整を行う場合

本項第 1 号に定める転換価額調整式による転換価額の調整は、以下の①ないし⑤に該当する場合に行うものとする。

- ① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合
- ② 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合
- ③ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合
- ⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合

**27. 代用払込に関する事項**

本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。ただし、当該本新株予約権が付された本社債が償還された場合においては、当該本新株予約権の行使に際して出資する財産を金銭とすることができるものとし、その価額は転換価額（上記「23. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」第 2 号において定義する。ただし、上記「26. 転換価額の調整」に従って調整された場合は調整後の転換価額とする。）と同額とする。

**28. 行使請求受付場所**

クラウドバンク株式会社 本店  
東京都港区六本木七丁目 4 番 4 号

**29. 行使請求取次場所**

該当事項なし

**30. 社債管理者**

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

**31. 新株予約権の譲渡に関する事項**

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

**32. 本社債権者に通知する場合の公告の方法**

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

**33. 費用の負担**

以下に定める費用は当社の負担とする

- (1) 公告に関する費用
- (2) 社債権者集会に関する費用

#### 34. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、上記行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記「28. 行使請求受付場所」記載の場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が上記「28. 行使請求受付場所」記載の場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「15. 償還の方法及び期限」に記載の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

#### 35. その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役に一任する。

以上